

## 委員会の設置と委員の選任ならびに申立受付窓口の設置について

(公財)日本ソフトテニス連盟が制定した規程に基づき、委員会の設置と委員の選任ならびに申立受付窓口を下記のとおり設置する。

### 記

#### 1. 制定された規程

- (1) 指導基本規程
- (2) 指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反者救済審査委員会規程
- (3) 制定日 平成25年12月1日制定、平成26年4月1日発効

#### 2. 指導基本規程普及委員の選任

- (1) 委員数 19名
  - 能登地区 4名 (輪島市, 珠洲市, 能登町, 穴水町)
  - 七尾地区 5名 (七尾市, 羽咋市, 志賀町, 宝達志水町, 中能登町)
  - 金沢地区 6名 (金沢市, かほく市, 白山市, 野々市市, 津幡町, 内灘町)
  - 加賀地区 4名 (小松市, 加賀市, 能美市, 川北町)
- (2) 委員 市町ソフトテニス協会の理事長とする。

#### 3. 指導基本規程違反救済申立処理委員会の設置と委員の選任

- (1) 委員数 3名
- (2) 委員
  - 第三者委員 1名 岡部 栄一郎 司法書士
  - 役員 1名 永井 茂樹 石川県ソフトテニス連盟理事長
  - 選手経験者 1名 西 邦夫
- (3) 事務局 石川県ソフトテニス連盟 事務局長 四家 幸夫
- (4) その他 委員会にかかる旅費・日当等は別に定める。

#### 4. 申立受付窓口の設置

- (1) 申立受付窓口 石川県ソフトテニス連盟事務局  
金沢市北安江4丁目17番38-4号 四家 幸夫  
電話 076-224-6656 FAX 076-224-6656
- (2) 申立方法 石川県ソフトテニス連盟事務局宛に郵送またはFAXにて「救済申立書」の書式を参考に内容を記載し提出する。  
(FAXの場合は後日、本書を郵送する。)

以上